

# 第1章 概 説

## 第1節 権限及び組織

### 1 権限

労働委員会の権限は、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下「個別紛争法」という。）に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- （１）労働組合の資格審査を行うこと（労組法第５条、第１１条）。
- （２）不当労働行為の審査を行うこと（労組法第７条、第２７条、地公労法第４条）。
- （３）労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労組法第１８条）。
- （４）事務を行うために必要があると認めたときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労組法第２２条）。
- （５）争議行為発生届を受理すること（労調法第９条）。
- （６）労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労調法第１０条ないし第３５条、地公労法第１４条、第１５条）。
- （７）公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労調法第３７条）。
- （８）労調法第３７条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労調法第４２条、同法施行令第１１条）。
- （９）地方公営企業等の労働組合について、使用者の利益代表者の範囲を認定し、告示すること（地公労法第５条第２項）。
- （１０）地方公営企業等が職を新設、変更又は廃止した通知を受理すること（地公労法第５条第３項）。
- （１１）個別的労使紛争のあっせんを行うこと（個別紛争法第２０条、県実施要綱、地方自治法第１８０条の２、知事の権限に属する事務の一部を埼玉県労働委員会に委任する規則）。

### 2 組織

労働委員会は、労組法、労調法、地公労法が掲げる目的を達成するため、労組法第１９条及び同法施行令第１６条の規定により各都道府県に置かれ、地方自治法第１８０条の５

の規定による合議制の執行機関（行政委員会）である。

また、本県では地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて、個別的労使紛争のあっせんを行っている。

労働委員会は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）をもって組織され、会長は委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。委員の任期は2年であり再任は妨げられないこととなっている。

また、労調法第10条により労働争議の解決に当たらせるため、労働委員会が学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。

労働委員会には、労組法第19条の12第6項の規定において準用する第19条の11第1項の規定により事務を整理するため事務局が設けられている。

事務局の組織は、労組法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、都道府県知事が定めることとされており、また、職員については、労組法第19条の11第1項、同法第19条の12第6項及び同法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が都道府県の職員を事務局長に充てるほか、県の職員のうちから、必要な職員を配置することとなっている。

## （１）委員

当委員会は、使用者委員、労働者委員、公益委員のそれぞれ5名、計15名の委員により構成されているが、使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、また、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、それぞれ知事によって任命されている。令和6年は、第50期委員（令和5年4月26日任命）によって運営された（第1－1表参照）。

## （２）あっせん員候補者

当委員会において、あっせんを必要とする具体的労働争議が発生したときに対応するため、あらかじめ学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している。なお、あっせん員候補者の範囲について、総会の承認を受け委嘱することとしている（第1－2表参照）。

### （３）個別的労使紛争あっせん員候補者

当委員会において、個別的労使紛争のあっせんを必要とする紛争が発生したときに対応するため、総会で決定した者及び学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している（第１－３表参照）。

### （４）事務局

当委員会の事務局の組織、分掌事務は、埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和５４年埼玉県規則第２２号）により内部組織、所掌事務及び職制に関して必要な事項が定められている。

なお、組織は、平成１８年度に調整課及び審査課の２課体制から審査調整課の１課体制となり、事務局長のほか１２名の職員が配置されている。

# 第 1 - 1 表 委 員 名 簿

第 5 0 期委員（任期：令和5年4月26日～令和7年4月25日）

| 区<br>分                | 氏<br>名 | 現<br>職<br>等                            | 在職期 | 備<br>考 |
|-----------------------|--------|----------------------------------------|-----|--------|
| 公<br>益<br>委<br>員      | 青木 孝明  | 弁護士                                    | 48～ | 会長     |
|                       | 甲原 裕子  | 弁護士                                    | 48～ | 会長代理   |
|                       | 山下 三佐子 | 弁護士                                    | 49～ |        |
|                       | 山崎 仁枝  | 元埼玉県県民生活部副部長                           | 49～ |        |
|                       | 村上 文   | 帝京大学法学部教授                              | 50～ |        |
| 労<br>働<br>者<br>委<br>員 | 近藤 嘉   | 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長                     | 47～ |        |
|                       | 小林 健一  | 情報労連埼玉県協議会議長兼<br>N T T 労組北関東信越総支部執行委員長 | 49～ |        |
|                       | 高井 哲郎  | U A ゼンセン埼玉県支部支部長                       | 49～ |        |
|                       | 新島 善弘  | 埼玉県労働組合連合会議長                           | 50～ |        |
|                       | 今井 信博  | J A M 埼玉県連会長                           | 50～ |        |
| 使<br>用<br>者<br>委<br>員 | 廣澤 健一  | 一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・<br>専務理事・事務局長     | 47～ |        |
|                       | 町田 伸吉  | 町田ローソク株式会社代表取締役会長                      | 49～ |        |
|                       | 入野 純一  | 不二工業株式会社代表取締役社長                        | 49～ |        |
|                       | 増井 千恵子 | 有限会社ますいいリビングカンパニー<br>取締役会長             | 50～ |        |
|                       | 松川 晃代  | 株式会社東立製作所代表取締役社長                       | 50～ |        |

※ 現職等は第 5 0 期委員任命時のもの。

第 1 - 2 表 あっせん員候補者名簿

令和 6 年度におけるあっせん員候補者

| 氏 名    | 経 歴 等                                                | 備 考      |
|--------|------------------------------------------------------|----------|
| 青木 孝明  | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和元年度から  |
| 甲原 裕子  | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和元年度から  |
| 山下 三佐子 | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和3年度から  |
| 山崎 仁枝  | 埼玉県労働委員会委員<br>元埼玉県県民生活部副部長                           | 令和3年度から  |
| 村上 文   | 埼玉県労働委員会委員<br>帝京大学法学部教授                              | 令和5年度から  |
| 近藤 嘉   | 埼玉県労働委員会委員<br>自動車総連埼玉地協顧問                            | 平成29年度から |
| 小林 健一  | 埼玉県労働委員会委員<br>情報労連埼玉県協議会議長兼<br>N T T 労組北関東信越総支部執行委員長 | 令和3年度から  |
| 高井 哲郎  | 埼玉県労働委員会委員<br>U A ゼンセン埼玉県支部支部長                       | 令和3年度から  |
| 新島 善弘  | 埼玉県労働委員会委員<br>埼玉県労働組合連合会議長                           | 令和5年度から  |
| 今井 信博  | 埼玉県労働委員会委員<br>J A M 埼玉県連会長                           | 令和5年度から  |
| 廣澤 健一  | 埼玉県労働委員会委員<br>一般社団法人埼玉県経営者協会<br>業務執行理事・専務理事・事務局長     | 平成29年度から |
| 町田 伸吉  | 埼玉県労働委員会委員<br>町田ローソク株式会社代表取締役会長                      | 令和3年度から  |
| 入野 純一  | 埼玉県労働委員会委員<br>不二工業株式会社代表取締役社長                        | 令和3年度から  |
| 増井 千恵子 | 埼玉県労働委員会委員<br>有限会社ますいいリビングカンパニー<br>取締役会長             | 令和5年度から  |
| 松川 晃代  | 埼玉県労働委員会委員<br>株式会社東立製作所代表取締役社長                       | 令和5年度から  |

| 氏 名    | 経 歴 等                       | 備 考     |
|--------|-----------------------------|---------|
| 山本 好志  | 埼玉県労働委員会事務局長                | 令和5年度から |
| 加藤 和美  | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼<br>審査調整課長 | 令和6年度から |
| 根本 美貴子 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹          | 令和5年度から |
| 宮地 博昭  | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹          | 令和5年度から |

※ 経歴等は令和6年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

令和5年度におけるあっせん員候補者

(令和6年度に引き続く候補者は除く)

| 氏 名   | 経 歴 等                       | 備 考     |
|-------|-----------------------------|---------|
| 伊島 順子 | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼<br>審査調整課長 | 令和4年度から |

※ 経歴等は令和5年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

第 1－3 表 個別的労使紛争あっせん員候補者名簿

令和 6 年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

| 氏 名    | 経 歴 等                                                | 備 考      |
|--------|------------------------------------------------------|----------|
| 青木 孝明  | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和元年度から  |
| 甲原 裕子  | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和元年度から  |
| 山下 三佐子 | 埼玉県労働委員会委員<br>弁護士                                    | 令和3年度から  |
| 山崎 仁枝  | 埼玉県労働委員会委員<br>元埼玉県県民生活部副部長                           | 令和3年度から  |
| 村上 文   | 埼玉県労働委員会委員<br>帝京大学法学部教授                              | 令和5年度から  |
| 近藤 嘉   | 埼玉県労働委員会委員<br>自動車総連埼玉地協顧問                            | 平成29年度から |
| 小林 健一  | 埼玉県労働委員会委員<br>情報労連埼玉県協議会議長兼<br>N T T 労組北関東信越総支部執行委員長 | 令和3年度から  |
| 高井 哲郎  | 埼玉県労働委員会委員<br>U A ゼンセン埼玉県支部支部長                       | 令和3年度から  |
| 新島 善弘  | 埼玉県労働委員会委員<br>埼玉県労働組合連合会議長                           | 令和5年度から  |
| 今井 信博  | 埼玉県労働委員会委員<br>J A M 埼玉県連会長                           | 令和5年度から  |
| 廣澤 健一  | 埼玉県労働委員会委員<br>一般社団法人埼玉県経営者協会<br>業務執行理事・専務理事・事務局長     | 平成29年度から |
| 町田 伸吉  | 埼玉県労働委員会委員<br>町田ローソク株式会社代表取締役会長                      | 令和3年度から  |
| 入野 純一  | 埼玉県労働委員会委員<br>不二工業株式会社代表取締役社長                        | 令和3年度から  |
| 増井 千恵子 | 埼玉県労働委員会委員<br>有限会社ますいいリビングカンパニー<br>取締役会長             | 令和5年度から  |
| 松川 晃代  | 埼玉県労働委員会委員<br>株式会社東立製作所代表取締役社長                       | 令和5年度から  |

| 氏 名    | 経 歴 等                       | 備 考     |
|--------|-----------------------------|---------|
| 伊東 弘道  | 元埼玉県会計管理者                   | 令和4年度から |
| 土屋 幸一  | 元サンケン電気労働組合委員長              | 令和3年度から |
| 鈴木 俊昭  | 吉野電化工業株式会社顧問                | 令和4年度から |
| 山本 好志  | 埼玉県労働委員会事務局長                | 令和5年度から |
| 加藤 和美  | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼<br>審査調整課長 | 令和6年度から |
| 根本 美貴子 | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹          | 令和5年度から |
| 宮地 博昭  | 埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹          | 令和5年度から |

※ 経歴等は令和6年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

#### 令和5年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

(令和6年度に引き続く候補者は除く)

| 氏 名   | 経 歴 等                       | 備 考     |
|-------|-----------------------------|---------|
| 伊島 順子 | 埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼<br>審査調整課長 | 令和4年度から |

※ 経歴等は令和5年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

## 第2節 労働委員会の運営

労働委員会の運営は、労組法、労調法、地公労法、個別紛争法及び労働委員会規則(以下「労委規則」という。)の定めるところにより行われており、その概要は次のとおりである。

### 1 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する(労組法第19条の9第4項、第19条の12第6項)。

### 2 労働委員会の会議

労働委員会の会議は、総会、公益委員会議、その他の会議に分かれており、総会は会長が招集し、委員が全員で行う会議である(労組法第21条)。また、その付議事項や議事進行等については労委規則に定められている。

公益委員会議は、労組法第24条又は地公労法第16条の2の規定により公益委員のみで行われており、会長が招集して行う。その付議事項等についても労委規則に定められている。

その他の会議としては、必要に応じて行われる調停委員会の会議、仲裁委員会の会議及び小委員会の会議があり、委員長が必要に応じて招集することとなっている(労委規則第3条、第11条)。

### 3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員会議による審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第23条)、当労委では、通常1名の公益委員が担当している。

### 4 不当労働行為の審査

不当労働行為の審査等(調査、審問、和解)は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員の審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第37条第1項)、当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

不当労働行為の審査には、使用者委員及び労働者委員が参与することができるとされ（労組法第24条第1項ただし書）、審問に参与する委員は、あらかじめ会長（審査委員）に申し出るものとされている（労委規則第41条の6第4項）。当委員会では、通常、労働者、使用者の各側の委員各1名が参与している。

## 5 地公労法第5条第2項の認定・告示

地公労法第5条第2項の認定・告示は、会長が公益委員の中から1名若しくは数名の委員を選び調査を担当させることができる（労委規則第28条の2第2項）。当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

## 6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働争議のあっせんは、あっせん員候補者の中から会長があっせん員を指名して行う。（労調法第12条）。

当委員会では、あっせん員には、通常、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名計3名が指名される。

労働争議の調停は、会長が指名する公益、労働者、使用者の各側の労働委員会委員（労・使委員は同数）で構成される調停委員会によって行われ、当委員会では、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名で行う（労調法第19条）。

なお、当委員会においては、平成12年以降、調停委員会は開かれていない。

労働争議の仲裁は、会長が指名する3名以上の奇数の公益委員で構成される仲裁委員会によって行う（労調法第31条）。

なお、当委員会においては、平成2年以降、仲裁委員会は開かれていない。

## 7 事件担当職員の指名等

労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査並びに労働争議の調整等において、会長は、それぞれ事件ごとに事務局職員の中から担当職員を指名する。担当職員は、担当事件の事務処理、実情調査、審問の要領を記録した調書の作成等の職務を遂行する（労委規則第23条、第35条、第41条の2、第41条の7、第58条、第62条の2）。

### 第3節 会 議

#### 1 埼玉県労働委員会の会議

令和6年の開催状況は、次のとおりである。

##### (1) 総 会

総会は、労働委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、委員の全員により開かれる会議であり、原則として毎月2回、日を定めて会長が招集している。

| 開催回数 | 備 考                 |
|------|---------------------|
| 23 回 | 第 1810 回 ～ 第 1832 回 |

##### (2) 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格の決定、不当労働行為事件の命令の内容、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求、地方公営企業等における使用者の利益代表者の範囲の認定などを審議するために、公益委員のみで行う会議であり、会長が必要に応じて招集する。

| 開催回数 | 備 考               |
|------|-------------------|
| 6 回  | 第 954 回 ～ 第 959 回 |

#### 2 各種連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会が相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理の統一と調整を図るため、全国又は各地域別に開催されるものである。使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている（労委規則第86条）。

令和6年のこれらの会議等の開催状況は、次のとおりである。

##### (1) 全国労働委員会連絡協議会総会

| 回   | 開催期日          | 場 所     |
|-----|---------------|---------|
| 7 9 | 令和6年11月14～15日 | 東京都千代田区 |

##### (2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

| 開催期日       | 場 所     |
|------------|---------|
| 令和6年11月14日 | 東京都千代田区 |

(3) 全国労働委員会会長連絡会議

| 開催期日      | 場 所 |
|-----------|-----|
| 令和6年6月14日 | 岐阜県 |

(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

| 回   | 開催期日         | 場 所  |
|-----|--------------|------|
| 152 | 令和6年5月27～28日 | 神奈川県 |
| 153 | 令和6年9月12～13日 | 新潟県  |

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

| 開催期日      | 場 所 |
|-----------|-----|
| 令和6年9月13日 | 新潟県 |

(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

| 回  | 開催期日      | 場 所  |
|----|-----------|------|
| 91 | 令和6年5月27日 | 神奈川県 |
| 92 | 令和6年9月12日 | 新潟県  |

(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議

| 開催期日      | 場 所 |
|-----------|-----|
| 令和6年6月13日 | 岐阜県 |

(8) 14都道府県公益委員会議

| 開催期日          | 場 所 |
|---------------|-----|
| 令和6年10月30～31日 | 北海道 |

(9) 14都道府県使用者委員会議

| 回  | 開催期日     | 場 所 |
|----|----------|-----|
| 38 | 令和6年7月5日 | 静岡県 |

( 1 0 ) 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

| 開催期日      | 場 所 |
|-----------|-----|
| 令和6年8月30日 | 新潟県 |